

## 職員等の給与に関する規程

### (主旨)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター職員・嘱託職員・臨時職員（以下「職員等」とする。）の給与について定めるものとする。

### (職員等の給与)

第2条 職員等の給与は1日単位もしくは月額を以て支給し、その額は別表(1)のとおりとする。

- 2 職員等が、月の中途において異動したときの給与は、日割りによって計算する。この場合は、各月の15日に在職するものを、その月の在職者とみなす。
- 3 給与表は市川町一般職職員給料表に準ずるものとする。
- 4 前項の給与表の運営にあたっては他団体、及び職員間の均等を図るものとする。
- 5 職員の階級は、別表1に定める等級別標準職務表に分類する。
- 6 良好な成績で勤務した場合、昇給することができる。

### (支給日)

第3条 給与が日額を以て定める給与の支給日は、その月の月末を以て締め切り月末（支給日が休日の場合は順次前日に繰上げ）に支給する。

- 2 給与が月額によるものは、当月20日（支給日が休日の場合は順次前日に繰り上げ）に支給する。
- 3 給与が月額で定められる職員等が、月の途中で異動したときは、その勤務日数に応じそのつど支給する。

### (重複給与の調整)

第4条 町職員、団体職員及び他からの給与を受けたものが、職員等をかねる場合は職員等の給与はこれを支給しない。

### (諸手当の支給)

第5条 職員の手当の種類は次の通りとする。

通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、所長手当、扶養手当及び退職手当とする。

- (1) 通勤手当は、別表(2)による
- (2) 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員等に対し正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間につき、100分の125を乗じた額。勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合においては、100分の150を乗じた額を支給する  
勤務1時間当りの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当りの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額とする
- (3) 休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員等に対して、正規の勤務時間中に勤務した全時間について、勤務1時間につき、100分の135を乗じた額勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合においては、100分の160を乗じた額を支給する。
- (4) 期末手当、勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する（基準日）職員等にたいして、別表(1)により支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、

もしくは死亡した職員についても同様とする。

(5) 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づいて支給する。

(イ) 事務局長は、給与月額12%とする。

(ロ) 次長は、給与月額8%とする。

(6) 所長手当は、月額10,000円とする。

(7) 扶養手当は扶養親族（健康保険の扶養者）のある正職員に対して支給する。

(イ) 扶養手当の月額額は配偶者10,000円とする。

(ロ) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族のうち2人までは6,000円、その他については1人につき3,000円とする。

(8) 退職手当は、中小企業退職金共済制度の規程に定める額とする。

（手当の種類）

第6条 嘱託職員の手当の種類は次の通りとする。

通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当及び期末手当、勤勉手当とする。

（委任）

第7条 この規程の他必要な事項は、理事長が別に定める。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年12月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 この規程は、平成26年12月1日に在職する職員等について適用し、従前の規程に基づいて支給された期末手当は、この規程に基づく期末手当の内払いとみなす。

3 この規程は、平成29年2月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

5 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

6 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

7 この規程は、令和5年1月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

8 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

9 この規程は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

10 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

11 この規程は、令和6年12月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

12 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

13 この規程は、令和7年12月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 (1)

給与表

号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	嘱託職員	嘱託職員	賞与	
	号俸月額	号俸月額	号俸月額	号俸月額	1 級	2 級		期末+ 勤勉手当
1	195,800	242,000	272,300	298,300	174,400	214,000	職員	4.65 カ月
2	200,300	247,500	276,300	304,400	175,800	215,800		
3	206,700	253,100	280,300	309,800	177,100	217,600		
4	213,100	258,100	284,200	315,500	178,400	219,400	嘱託	2.5 カ月
5	219,400	262,800	288,200	320,000	179,600	220,900		
6	225,600	267,000	293,200	326,200	181,100	222,700	臨時	無し
7	232,000	271,000	297,900	332,400	182,600	224,500		
8	237,600	274,400	302,900	338,700	184,200	226,300		
9	242,000	277,400	307,000	344,900	185,300	227,900		
10	245,800	280,300	311,600	351,600	186,700	229,700		
11	249,200	283,200	316,700	358,100	188,100	231,500		
12	251,800	286,000	321,900	365,000	189,500	233,300		
13	254,100	288,600	326,400	370,700	190,800	234,700		
14	256,200	291,100	331,400	374,300	193,300	236,500		
15	257,500	293,600	336,400	378,200	195,800	238,200		
16	258,700	296,100	340,300	380,600	198,300	240,000		
17	259,900	298,200	343,500	382,800	200,700	241,600		
18	261,100	300,300	345,900	385,100	202,400	243,300		
19	262,300	302,400	348,400	387,100	204,000	244,900		
20	263,500	303,600	350,400	389,400	205,700	246,400		
21	264,700	304,600	352,000	391,500	207,200	247,700		
22	265,900	305,600	353,800	393,200	208,900	249,300		
23	267,100	306,700	355,300	394,900	210,700	250,900		
24	268,300	307,800	356,700	396,500	212,400	252,400		
25		308,900	358,100		214,000	253,400		
26		310,100	359,400		215,400	254,900		
27		311,200	361,100		216,900	256,200		
28		312,300	362,800					
29		313,500	364,200					
30		314,600					臨時職員	9,719 円/日
31		315,700						1,125 円/時

等級別標準職務表

1 級	定型的な業務を行う職務 主事に相当する職務
2 級	高度の知識経験と困難な業務を処理する職務 主事、主任に相当する職務
3 級	主査、係長及び課長補佐またはこれに相当する職務
4 級	事務局長、課長、次長またはこれに相当する職務

別表（2）通勤手当に関する別表

通 勤 距 離 （片 道）		手 当 月 額
1 キロメートルを超え	2 キロメートルまで	3,500 円
2 キロメートルを超え	3 キロメートルまで	5,000 円
3 キロメートルを超え	4 キロメートルまで	6,000 円
4 キロメートルを超え	5 キロメートルまで	7,000 円
5 キロメートルを超え	6 キロメートルまで	8,000 円
6 キロメートルを超え	7 キロメートルまで	9,000 円
7 キロメートルを超え	8 キロメートルまで	10,000 円
8 キロメートルを超え	9 キロメートルまで	12,000 円
9 キロメートルを超え	10 キロメートルまで	13,000 円
10 キロメートルを超え	13 キロメートルまで	15,000 円
13 キロメートルを超え	15 キロメートルまで	16,000 円
15 キロメートルを超え	18 キロメートルまで	18,000 円
18 キロメートルを超え	20 キロメートルまで	19,000 円
20 キロメートルを超え	23 キロメートルまで	23,000 円
23 キロメートルを超え	25 キロメートルまで	24,000 円
25 キロメートルを超え	30 キロメートルまで	25,000 円
30 キロメートルを超え	35 キロメートルまで	29,000 円
35 キロメートルを超え	40 キロメートルまで	30,000 円
40 キロメートル以上		35,000 円